

国立大学法人東京農工大学科学博物館運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学科学博物館運営規則を次のとおり改正する。

| 現行 | 改正 | 備考 |
|--|--|----|
| <p>本則</p> <p>第10条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 工学府・工学部から選出された講師以上の教員(1号及び2号の委員以外の者)4人</p> <p>(5) 農学府・農学部から選出された講師以上の教員(1号及び2号の委員以外の者) 4人</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(博物館委員会)</p> <p>第13条 運営委員会の下に、<u>小金井博物館委員会及び府中博物館委員会</u>(以下「博物館委員会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 その他<u>博物館委員会</u>について必要な事項は別に定める。</p> | <p>本則</p> <p>第10条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 工学府・工学部から選出された講師以上の教員 <u>8人</u></p> <p>(5) 農学府・農学部から選出された講師以上の教員 <u>5人</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(<u>分館小委員会</u>)</p> <p>第13条 運営委員会の下に、<u>分館運営小委員会</u>(以下「<u>分館小委員会</u>」という。)を置く。</p> <p>2 その他<u>分館小委員会</u>について必要な事項は別に定める。</p> | |

附 則 (博規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。